

「6-1. 番号灯基準(UN-R4 関係)」

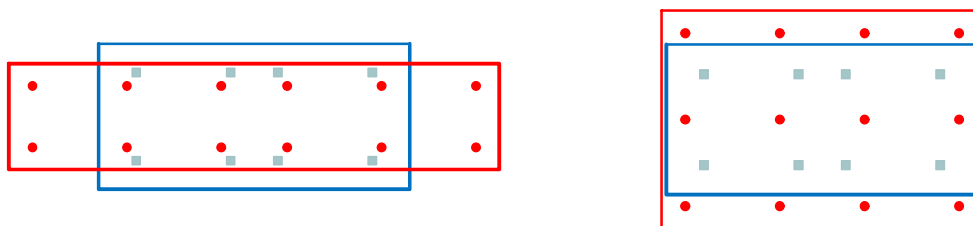
- 適用範囲

- 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く)に備え付ける番号灯

- 改正概要

- 昨年、国際基準調和の観点から、日本の大型・中型ナンバープレートの大きさも考慮された番号灯照射基準となるよう、日本より国際提案を行った。
- 「番号灯に係る協定規則(第4号)」の採用に伴い、測定方法(照度ベース(lx)から輝度ベース(cd/m²)に)や光度特性(均斉度※から輝度勾配に)等に関する技術基準について、所要の改正を行う。

※均斉度＝高照度点2か所の平均値／低照度点2か所の平均値



EU ワイドプレート(赤)と日本中型プレート(青) EU トールプレート(赤)と日本中型プレート(青)

- 改正時期

平成 27 年6月(予定)

- 適用時期

新 型 車:平成 32 年6月 15 日以降(予定)

継続生産車:平成 32 年6月 15 日以降(予定)